

山梨県公共施設等総合管理計画策定業務に係る
企画提案の募集について

次のとおり山梨県公共施設等総合管理計画策定業務に係る企画提案を募集します。

平成26年6月19日

山梨県知事 横内 正明

1 業務概要等

(1) 業務名称

山梨県公共施設等総合管理計画策定業務

(2) 業務目的

山梨県では、公共施設等の全体の現況等を把握・分析し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うための総合管理計画を策定することとしている。

本業務は、山梨県の公共施設等の現況・将来見通し・課題を把握・整理して分析を行い、施設全体及び施設類型ごとの管理の基本方針の素案を作成し、公共施設等総合管理計画を策定することを目的としている。

(3) 業務内容

別添「山梨県公共施設等総合管理計画策定業務委託仕様書」による。

(4) 履行期間

契約締結日から平成27年3月31日まで。

2 企画提案の参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。

(2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申し立て、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき民事再生手続開始の申し立てがなされている者(更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと又は法人にあってはその役員が暴力団員でないこと。

(4) 公告の日以降に、「山梨県建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領(平成23年4月1日)」や「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領(平成10年4月1日)」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

(5) 情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)及びプライバシーマークの認定を有する者であること。

(6) 過去5年以内に国又は地方公共団体において、本業務と類似の業務を受託した実績を有する者であること。

(7) 本業務を遂行するために必要とされる資格・業務経験を有し、アセットマネジメント等の動向や事例等に精通した者を従事させることができる者であること。

(8) 山梨県税、消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。

3 企画提案実施要領等の交付及び質問

- (1) 「山梨県」ホームページからダウンロードすること。
- (2) 企画提案実施要領及び仕様書に関する質問は電子メールにより行うこと。
メールアドレス：seisaku@pref.yamanashi.lg.jp

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号
山梨県知事政策局内 公共施設等総合管理計画担当者
電話番号(直通) 055-223-1545
FAX番号 055-223-1776

4 企画提案参加資格確認申請書の提出期限

- 平成26年6月30日(月)午後5時
提出は山梨県の休日を守る条例(平成元年山梨県条例第6号)に定める県の休日(以下「県の休日」という。)を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

5 企画提案書の提出期限

- 平成26年7月16日(水)午後5時
提出は県の休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

6 審査方法

企画提案書及び企画提案のヒアリング・プレゼンテーションについて、「山梨県公共施設等総合管理計画策定業務に係る企画提案審査会」において審査を行い、評価が最も高い者を最優秀提案者として選定する。

7 企画提案に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨